

※補償対象外の事故事例

☆ 学校管理下中(授業中・部活動中・校外学習中)の賠償事故は、学校側に管理責任がある場合は補償対象外となる。

※但し、教員が予見できないような学童の行為による事故は、補償対象となることがある。

☆ 自動車、車両（原動力が専ら人力であるものを除く）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

事例：駐車場で自動車のドアを開けたところ、隣の自動車のドアに当たりキズをつけてしまった。

☆ 児童・生徒が他人から借り受けた財物に対する賠償責任

事例：友達の自転車を借りて走行中、自転車を壁にぶつけて自転車が壊れた。

事例：管弦楽部員が、学校から楽器を借りて自宅で練習していたところ楽器を落として壊した。

☆ 中学生の故意による賠償責任

☆ スポーツ中、ゲーム中の賠償責任

一般的に、スポーツ中やゲーム中は、参加者同士が一定の危険を認識した上で参加していると考えられることから、法律上の賠償責任が発生しないとされており、賠償責任保険では対象とならない。

事例：ドッジボール中にボールが相手のメガネにあたり、メガネが壊れた。

事例：鬼ごっこ遊び中にお互いにぶつかって、相手のメガネが壊れた。

※但し、参加者にルールを著しく逸脱した行為があった場合は、法律上の賠償責任が生じ、保険金の支払対象となる場合もある。なお、状況によっては相手の学童にも事故の責任が認められることもある。